

議案第 1 1 号

藤岡市人権教育産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

藤岡市人権教育産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

平成 3 1 年 2 月 2 5 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市人権教育産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市人権教育産業振興施設の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤岡市人権教育施設の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「人権教育産業振興施設」を「人権教育施設」に改める。

第 2 条第 1 項中「、文化」を「かつ文化」に改め、「と産業の振興等」を削る。

第 3 条中「市長」を「藤岡市教育委員会」に改める。

第 5 条本文中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同条ただし書を削る。

別表を次のように定める。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
藤岡市駒形集会所	藤岡市藤岡 2 2 3 5 番地 1
藤岡市中原集会所	藤岡市金井 6 6 番地

藤岡市外ノ平集会所	藤岡市藤岡 2 8 4 5 番地 1 0
藤岡市上大塚東組集会所	藤岡市上大塚 3 5 4 番地 5

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。